

広島県監査委員告示第一号

広島県監査委員事務局の職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日

広島県代表監査委員 加賀美 和 正

広島県監査委員事務局の職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する告示

広島県監査委員事務局の職員の職の設置等に関する規程（平成十六年広島県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「職員」を「組織及び職員」に改める。

第一条中「職員」を「組織及び職員」に改める。

第四条を第五条とする。

第三条中第十六号を第二十号とし、第十五号を第十九号とし、第十四号の次に次の四号を加える。

十五 事務局の組織に関すること。

十六 事務局職員の人事に関すること。

十七 公印の管理に関すること。

十八 文書の收受、発送及び整理保存に関すること。

第三条に次の一項を加え、同条を第四条とする。

2 前項に規定する事務のうち、第十五号から第二十号までの事務及び監査委員事務局長が特に命じた事務に関するものは、合同総務課が所掌するものとする。

第二条第一項中「事務局に」の下に「、必要に応じ、」を加え、同項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 専門員

第二条第一項中第七号を第八号とし、第二号から六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 合同総務課長

第二条第十一項中「命じられた事務」を「事務」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「掌る」を「つかさどる」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の前に次の一項を加える。

11 専門員は、上司の命を受け、所定の専門事項に関する事務に従事する。

第二条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「事務局内」を「総務事務」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「監査に関する基本的事項の企画及び調査並びに総合調整の事務を総括及び整理する」を「担当する事務を掌理する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 合同総務課長は、上司の命を受け、合同総務課職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(組織)

第二条 事務局に、事務局の組織、人事及び予算等の事務並びに公印の管理、文書の收受等の庶務事務（以下「総務事務」という。）を行う合同総務課を置く。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。